

令和3年3月31日
名古屋港埠頭株式会社

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

第22条中「図る必要がある場合」の次に「、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合」を加え、「供すべきこと」の次に「若しくは特定の船舶の利用に供してはならないこと」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定は、前項の当社又は所有者等の指示を受忍した当社施設の使用者について準用します。

附 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行します。